

店舗営業休業支援金チェックシート

■事業概要

支援名	店舗営業休業支援金（1事業者1回限り） ※2店舗以上ある場合でも、1事業者1回限りです。
支援金	20万円
概要	4月6日から5月31日までの期間中に、 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、 通常営業日に計6日以上全日全館休業したことに対する 支援金
事業者の規模・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業者 （中小企業基本法第2条第5項に規定するもの） ・個人事業主 （所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する 開業等の届出を税務署にした者）
店舗の場所	市内

※その他の要件は次ページに記載していますのでご確認ください。

■「店舗営業休業支援金」の対象となる店舗営業の業種

施設	例示
小売業を行う施設	衣類・靴・小物・かばん等の小売業、飲食料品小売業、 その他の小売業
物品賃貸業を行う施設	音楽・映像記録物賃貸業、他に分類されない物品賃貸業
宿泊業を行う施設	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、リゾートクラブ、 会社・団体の宿泊所
飲食店	食堂、レストラン、専門料理店、酒場、ビヤホール、 バー、ナイトクラブ、喫茶店
洗濯・理容・美容・浴場業 を行う施設	理容業、美容業、公衆浴場業、ネイルサービス、 マッサージ（医療行為を除く）
娯楽業を行う施設	興行場、パチンコホール、ゲームセンター、 カラオケボックス業
学習支援業を行う施設	職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業

（チェックシートは次ページ）

■対象となる事業者

チェック	要件
	① 市内に店舗がある。
	② 申請日時点で1年以上の事業実績がある。
	③ 市税を完納している。
	④ 店舗は、看板等により一般消費者が視認できる。
	⑤ 「3密」の状態になり得る店舗で、モノやサービスを一般消費者に提供している。
	⑥ 次の7業種を行う施設である。 (小売業、物品賃貸業、宿泊業、飲食店、洗濯・理容・美容・浴場業、娯楽業、学習支援業)
	⑦ 4月6日以降、通常営業日を計6日以上全日全館休業した。 (※通常営業日に計6日以上休業した後に申請してください) (※店舗内でのサービス等の直接提供を中止し、テイクアウトなど利用客との接触を避けた方法で営業を行っている場合は、休業の扱いとなります)
	⑧ 感染拡大防止を目的とした休業である。(自己都合による休業は含めない)

■手続きに必要な書類

チェック	提出していただく書類
	① 申請書等の記入書類 (指定様式、市ホームページから取得できます)
	② 業種、1年以上の事業実績がわかる書類 (確定申告書一式の写し)
	③ 通帳の写し (申請者名義の口座、番号が確認できる部分)
	④ 6日以上 of 休業が確認できる書類 (休業していることを告知する貼り紙の写真、営業カレンダー、HPの写しなど)

手続き期間：令和2年5月1日（金）～ 令和2年6月1日（月）[当日消印有効]

提出・問合せ：感染症拡大防止のため、下記の送付先に**郵送で提出をお願いします。**

不明な点は、商工振興課（0834-22-8373）までお問合せ
ください。(平日の8時30分～17時15分)

----- ※郵送の際に切り取ってご利用下さい -----

〒745-8655

周南市岐山通1-1

周南市 産業振興部 商工振興課 あて